豪雨による被害対策についてお知らせします

7月21日からの豪雨は、市内随所に床上・床下浸水のほか、道路、河川、 農地関係などに大きな被害をもたらしました。

り災された市民のみなさんに対して、心からお見舞い申し上げます。 市では、一日でも早く市民生活が安定するよう努めてまいります。

【豪雨に関する経過(7月26日までの経過)】	1
21日 6:28 大雨・洪水警報発令	24日13:00 被災住宅への復旧支援活動
8:10 土砂災害警戒情報発令	14:30 災害対策本部会議(第4回)
10:30 災害対策本部設置 本部会議(第1回)	19:00 避難勧告発令 991 世帯(2,475 人)
11:00 避難勧告発令 630 世帯 (1,608 人)	避難所開設
避難所開設	19:45 災害対策本部会議(第5回)
14:35 土砂災害警戒情報解除	20:45 土砂災害警戒情報発令
17:00 災害対策本部会議(第2回)	25 日 7:00 避難勧告解除
避難勧告解除	9:25 土砂災害警戒情報解除
22 日 13:00 被害状況調査	26 日 11:40 水防警報発令
床上・床下浸水被害住宅への消毒作業	12:00 小野田地区自主避難
ごみ収集作業	避難所開設
16:30 災害対策本部会議(第3回)	12:32 土砂災害警戒情報発令
23 日 終日 被害状況調査	14:40 被害状況調査
床上・床下浸水被害住宅への消毒作業	16:00 土砂災害警戒情報解除
ごみ収集作業 (~ 24 日)	被害状況等については,次号にてお知らせします。

■り災証明を発行します

り災証明は、社会福祉課 (☎82-1174) または、総合事務所市民窓口課 (☎71-1514) で発行しています。 被害状況 (箇所) が分かる写真を持参してください。(災害等被災調査がお済みの住家については、写真が必要ない場合もあります。)

■災害により被害を受けた場合の各種減額・減免制度

条件を満たせば、申請により減額または免除を受けられる場合があります。 詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

	対象	問い合わせ先
個人市民税	災害により住宅または家財等に損害を受け、その損害の金額(保険金等により補填される金額を除く)が、住宅または家財等の価格の3/10以上であり前年の所得が1,000万円以下の人。	税務課市民税係 ☎ 82-1125
固定資産税	災害により家屋が半壊した場合や床上浸水等の被害を受けた固 定資産の所有者	税務課固定資産税係 ☎82-1127
介護保険料・ 利用者負担額	災害により住宅または家財等に著しい損害(保険金等により補 填される場合を除く)を受けた人	高齢障害課介護保険係 ☎82-1172
国民健康保険料	災害により生活が著しく困難となった世帯または,これに準ずると認められる世帯	国保年金課賦課収納係 ☎82-1177
後期高齢者 医療保険料	災害により著しい損害を受けた世帯	国保年金課年金高齢医療係 ☎82-1209
水道料金	災害を受けた世帯	水道局業務課 ☎ 83-4111

※国税の控除等についてのお問い合わせは、厚狭税務署(☎72-0180)へお願いします。